

地区別屋外広告物ガイドライン措置状況説明書 神楽坂地区（Bエリア）

景観誘導項目（3） Bエリアの屋外広告物における景観形成
（地区別屋外広告物ガイドライン（神楽坂地区）P.350）

○景観形成の目標

外堀通り沿道景観に配慮し、神楽坂へのゲートとしてふさわしい景観へ

○具体的な方策に対する措置の状況を記入してください。

具体的な方策 ①光源の色温度 光源の使用 あり なし ※「あり」の場合、以下を記入

◆光源の色温度を「昼白色（5000K以下）」「電球色（3000K以下）」とする。

記載欄

具体的な方策 ②壁面広告物 壁面広告物 あり なし ※「あり」の場合、以下を記入

◆外堀通りに面していない壁面に広告物を掲出する場合は、低層部（原則として地上7m以下）までの掲出とする。

記載欄

◆外堀通りに面した壁面で中高層部（地上7m以上）に掲出する場合は、自家用広告物のみを設置とし、建築物と一体的に計画する。

記載欄

◆一壁面における合計面積は、低層部面積の20%以下とする。

記載欄

◆一点の面積は10㎡を上限とする。

記載欄

◆金属を使用したフレームはぎらつきを抑え、低彩度色とする。

記載欄

--

◇切り文字や箱文字の表示を活用する。	
記載欄	
具体的な方策 ㊦突出広告物 突出広告物 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合、以下を記入	
◆1店舗につき1台までの設置とする。	
記載欄	
◆壁面からの出幅を1m以内に収め、全体の下端の高さを地上3.5mとする。	
記載欄	
◆複数ある場合は、下から縦1列に並べる。	
記載欄	
◆金属を使用したフレームはぎらつきを抑え、低彩度色とする。	
記載欄	
◇表示面は、縦横比を1:1または2:1の比率とし、大きさを抑える。	
記載欄	
具体的な方策 ㊧敷地内の自立広告物 自立広告物 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合、以下を記入	
◆歩行者の通行や見通しを妨げない大きさとする。	
記載欄	
◆金属を使用したフレームはぎらつきを抑え、低彩度色とする。	
記載欄	
具体的な方策 ㊨のれん	
◇神楽坂通り沿道では、伝統的な情緒を演出するため、のれんを活用する。	
記載欄	

